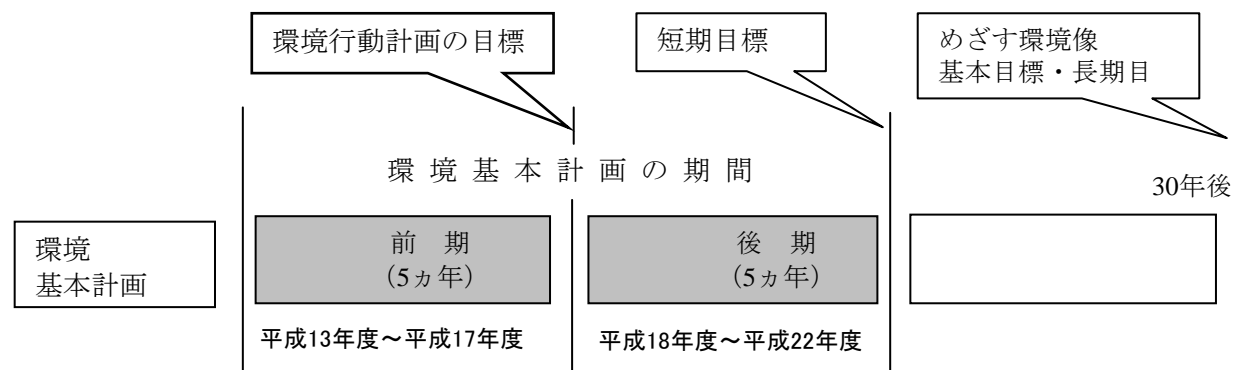


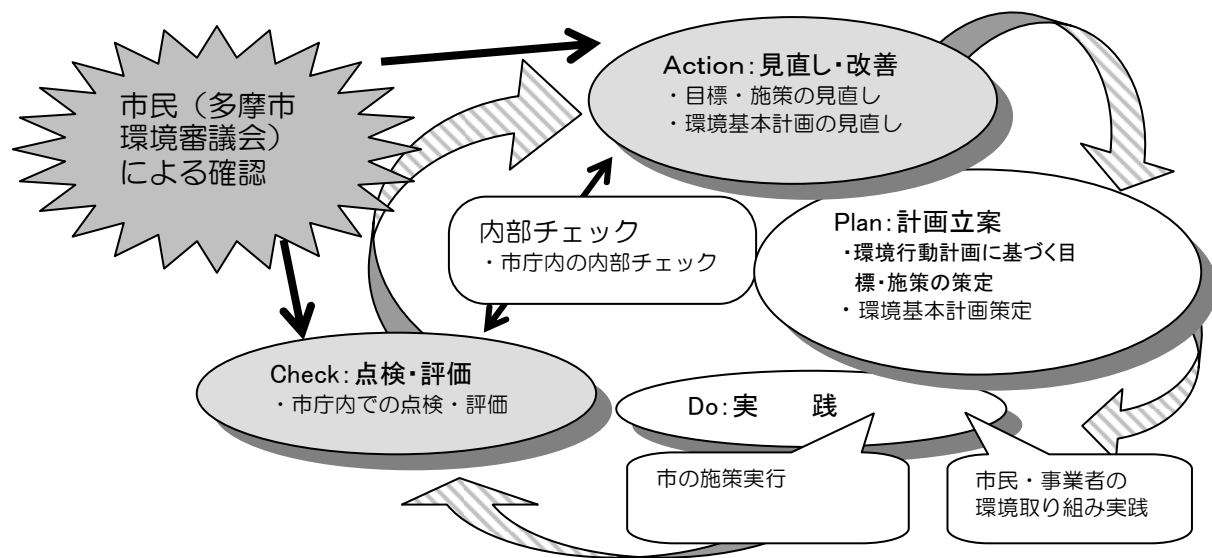
多摩市環境基本計画(第1次改訂版)の概要

平成13年12月に策定された多摩市環境基本計画を見直しました。

多摩市環境基本計画は、概ね30年後のめざす環境像、基本目標・長期目標を踏まえ、平成13年度を初年度とする平成22年度までの10カ年を計画期間としています。



計画の推進体制



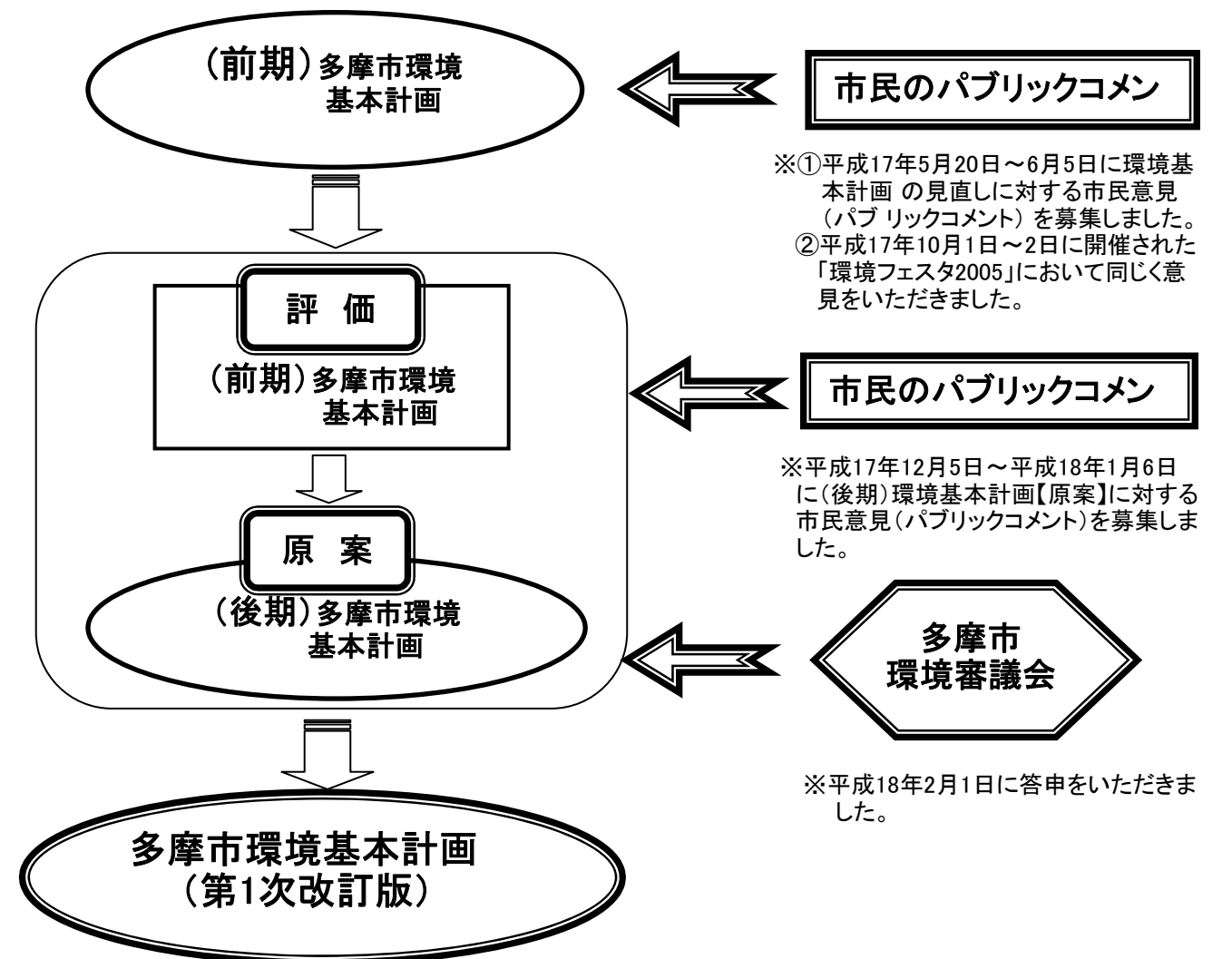
多摩市は多摩市環境審議会の確認(市民認証)を受ける環境マネジメントシステムを運用しています。環境基本計画の見直しも市民認証を受け市民参加で進めています。

左記のとおり、平成18年度から後期の環境基本計画がスタートするため、前期の状況を踏まえ見直しを行いました。

多摩市環境基本計画は左記の「計画の推進体制」のとおり進めており、毎年の推進状況を「多摩市環境報告書」にまとめ、頂いた市民のご意見(パブリックコメント)を含め、多摩市環境審議会の確認(市民認証)を頂き見直しや改善を行なっています。多摩市環境基本計画の見直しに当たっても、



を下記のとおり市民のご意見(パブリックコメント)と、多摩市環境審議会の答申を頂きながら進めました。また、まとまった多摩市環境基本計画は平成22年度目標達成に向け推進します。



前期（平成12年度～平成16年度） の多摩市環境の推移

多摩市環境基本計画の管理指標を基に多摩市の環境はどのように変化しているのか、また、環境基本計画に沿った施策が行われどのような成果があったのか評価してみました。【資料1「多摩市環境基本計画の前期の評価」参照】

前期の評価 ※凡例 ■:下記 環境基本計画の見直しについて 中の重点改善項目を示す。

- ◆上向きとなっているもの
 - 都市環境の保全等・・・「公園緑地の確保」「歴史文化の保全・継承」
 - 公害の防止・・・「騒音・振動の防止」「有害化学物質対策」
 - ごみの減量、資源の有効利用
 - 人づくり・・・「環境教育の充実」
 - フォローアップ体制づくり・・・「市民参加体制の確立」
- ◆下向きとなっているもの
 - 自然環境の保全等・・・「みどりの保全・創出」
 - 公害の防止・・・「その他の公害の防止」
 - エネルギーの有効利用
 - 健全な水循環の確保
 - 地球環境の保全等・・・「地球温暖化の防止」

環境基本計画の見直しについて ※凡例
 ■:「下向きになっているもの」の項目
 ◇:「下向きになっているもの」の項目には該当しないが重点的に取り組む項目
 ●:「下向きになっているもの」の項目を改善するための事業等
 ○:「下向きになっているもの」の項目には該当しないが重点的に取り組む事業等

多摩市環境基本計画の見直しにあたっては、上記の「下向きになっているもの」の項目を重点的に改善するため、以下の11項目の●、○の事業を行います。

- 自然環境の保全等・・・「みどりの保全・創出」 ⇒ ●既存樹林・のり面の保全
- エネルギーの有効利用 ⇒ ●グリーン購入推進方針の推進
- 地球環境の保全等・・・「地球温暖化の防止」 ⇒ ●二酸化炭素排出量の削減
●多摩市地球温暖化対策実行計画の推進
- 公害の防止・・・「その他の公害の防止」 ⇒ ○市施設のアスベスト対策
「大気汚染の防止」
「騒音・振動の防止」 ⇒ ○多摩市交通マスタープランの推進
- ◇ごみの減量、資源の有効利用 ⇒ ○ごみ減量の推進
- ◇都市環境の保全・・・「公園緑地の確保」 ⇒ ○アダプト制度の推進
- ◇人づくり・・・「環境教育の充実」 ⇒ ○学校での環境教育の充実
「環境学習の拡充」 ⇒ ○（仮称）環境美化推進員制度の創設
- ◇パートナーシップづくり ⇒ ○事業者の活動の組織づくり

前記の「環境基本計画の見直しについて」で記載した11事業は、他の「下向きになっているもの」の項目とも関連がありますが、多摩市環境基本計画での分類で標記したものです。たとえば、「グリーン購入推進方針」は「エネルギーの有効利用」に分類していますが、「ごみの減量、資源の有効利用」にも寄与します。そこで、多摩市環境基本計画の第3章のリーディングプロジェクトの4項目に社会状況の変化による「アスベストの影響対策」、「地球温暖化への対策」を加え、次の6項目に分類しました。

- ①ひとづくり・協働システムづくり
 - （仮称）環境美化推進員制度の創設
 - 事業者の活動の組織づくり
 - 学校での環境教育の充実
- ②みどりと水辺の保全と創出
 - 既存樹林・のり面の保全
 - アダプト制度の推進
- ③ごみの適正処理、減量、資源の有効利用
 - ごみ減量の推進
 - グリーン購入推進方針の推進
- ④自動車対策
 - 多摩市交通マスタープランの推進
- ⑤アスベストの影響対策
 - 市施設のアスベスト対策
- ⑥地球温暖化への対策
 - 二酸化炭素排出量の削減
 - 多摩市地球温暖化対策実行計画の推進

①人づくり・協働システムづくり

(仮称)環境美化推進委員制度の創設

(仮称)環境美化推進委員制度のイメージ



まちの美化等の生活環境を含む環境全般に対し、自ら行動し、また、啓発を行うリーダーを「(仮称)環境美化推進委員」とする。

ふだんの生活の中で、「ごみを捨てる人を見れば注意し、ごみのポイ捨てがあれば、拾ってごみ箱へ」、駐輪場以外へ駐輪しようとしている人には注意し、危ない放置自転車は列の中に戻す」など、自ら行動すると共に、環境を大切にする「心」を育てるため、自ら行動するとともに声掛けするなどの啓発を行う。

環境基本計画P62の市の施策◆「(仮称)環境美化推進委員制度の検討」を市の施策に追加。P127◆「指導者・リーダーの育成」の中に追記。

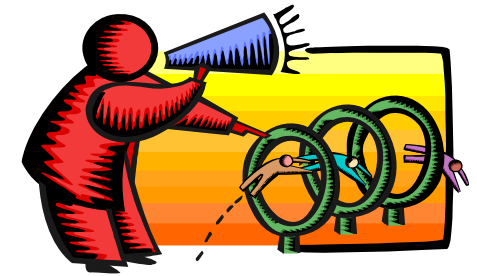
事業者の活動の組織づくり



多摩市の環境を守り育てるためには、市民・事業者・行政のパートナーシップの形成が重要です。事業者はそれぞれ、さまざまな環境への取組をおこなっています。これらを多くの市民へ公表するとともに、協力し合い、共に多摩市の環境保全に取り組むため、事業者・市民・行政がお互いに意見交換や協働の取組を行うための場やシステムづくりを支援します。

環境基本計画P129の市の施策◆「事業者の活動の組織づくり」を新規に市の施策に追加。

学校での環境教育の充実



環境を大切にする「心」を育てるためには、こどもの頃から自然や生き物とのふれあいや体験を通して経験することが重要であり、学校は子ども達が環境について学ぶ重要な場です。

多摩市の小中学校では、「清掃活動」「調査研究活動」「リサイクル活動」「栽培活動」「自然観察・自然保護」を中心に環境学習を実施しています。これらの環境学習を充実し推進していきます。また、これらの学習を充実するためには、市民や関係機関が積極的に学校に協力し、支援することが重要であることから、支援体制づくりを推進します。

多摩市環境基本計画P121の市の施策◆「学校における環境学習の推進」を実施する。支援体制は市の教育部門以外の支援や市民や環境関連団体等の支援のネットワークづくりを推進する。また、■「学校教育における環境教育の充実」の文章中に「水辺の楽校」「リバーミュージアム」の取組みの検討を追記。

②みどりと水辺の保全と創出



既存樹林・のり面の保全

市内に残された斜面地等の既存樹林については、「多摩しみどりの基本計画」に定められた樹林地の保全を進めるとともに、市民生活に安らぎと潤いをもたらす、都市景観的にも貴重なみどりの保全を進めていきます。また、のり面のみどりの適正な管理も推進していきます。

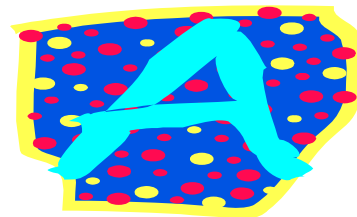
市民の団体である多摩市民環境会議では、平成16年度に「多摩市ののり面緑地管理状況調査報告書」を作成しました。

団地ののり面は多摩市の特徴であるみどりを支える大きな要素となっています。しかし、現在これらは多摩ニュータウンの開設以来、それぞれの管理者により、さまざまな管理がなされ、場所によっては木は大木化し、下草がなくなり、土砂流失をおこなっている所もあります。この原因の一つには、専門的知識を持っている人が団地内にいないことで、管理費を安価で効率的な植栽管理計画ができていないことが上げられます。

多摩市民環境会議のみなさんは、団地の管理組合等の要請があれば、のり面管理の管理計画作成のお手伝いなどを行う予定です。市もこれを支援すると共に、循環型社会を構築するための施策を検討します。

多摩市環境基本計画P35の市の施策◆「樹林等の適正な維持管理」に市民団体を追記。

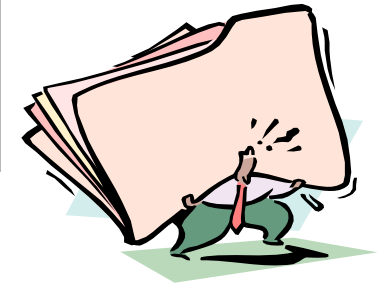
アダプト制度の推進



現在アダプト制度による管理施設は公園や多摩センターペデの花壇など7ヶ所あります。アダプトとは、ボランティアの市民の方や市民団体のグループ、大学、企業などが、公園や道路にある、一定の区域について緑化や清掃美化活動をしていただく市民参加の制度です。今後も地域の環境美化活動を行いたい人や、みどりの管理に興味を持っている方々に場の提供を行い、市民協働を推進していきます。

多摩市環境基本計画P39の市の施策◆「アダプト制度の推進」、P49◆「活動団体との連携」を新規に市の施策に追加。P38の市の施策◆「人材の育成、確保」、P50◆「市民参加による公園緑地管理体制の充実」に追記。

③ごみの適正処理、減量、資源の有効利用



ごみ減量の推進

私たちの社会を「大量生産⇒大量消費⇒大量廃棄」社会から「持続可能な循環型」社会へと転換しなければなりません。そのためにはごみの減量を進めるため、「リフューズ（ごみになるものは断る）」「リデュース（ごみを減らす）」「リユース（繰り返し使用する）」「リサイクル（再生して利用する）」を推進しなければなりません。

多摩市ではその一環として、ごみの4R運動の推進をはじめ、家庭ごみの有料化や、容器包装リサイクル法対応のプラスチック類の分別収集などを実践します。また、三多摩広域処分組合が実施するエコセメント事業を推進します。

多摩市環境基本計画P90「2. ごみの減量、資源の有効利用」の全体に関連。その他関連短期目標の管理指標はP117「森林の保全」に使用。追加事業P94◆「家庭系ごみの有料化」◆「事業系ごみ処理手数料の見直し」◆「焼却残渣のエコセメント化事業の推進」

グリーン購入推進方針の推進



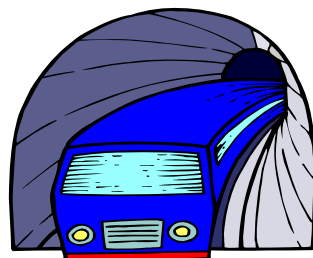
私たちは大量消費、大量廃棄の生活を送ってきました。しかし、地球資源には限りがあること、また、使い捨て製品は大量のごみとなり、私たちの環境に重大な悪影響を及ぼすことを実感しています。

多摩市では、平成12年5月にグリーン購入推進法が公布され、これを受け、平成17年度に「多摩市グリーン購入推進方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を作成しています。これは、「多摩市グリーン購入推進方針」の概念等に基づき「グリーン購入ガイドライン」に示す、事務用品や車、建設材料や使用機材等の購入や使用に際して、環境負荷を極力減らす選択を行なっていきます。

多摩市環境基本計画P66の市の施策◆「低公害車の普及」P92の市の施策◆「Refuse(ごみになるようなものは断る)」、◆「Reduce(無駄なものは使わない)」、P98◆「省エネルギー型機器・住宅等の普及」の中に記載。

④自動車対策

「多摩市交通マスタープラン」の推進



平成15年度策定した「多摩市交通マスタープラン」に基づき、環境負荷の少ない交通システムの確立など、環境と都市機能の調和した交通需要マネジメント（TDM）の計画的な推進を図ります。

化石燃料を使用する自動車を削減することは、「大気汚染の防止」「騒音・振動の防止」「地球温暖化の防止」等大きく環境に影響を与えます。そのために、長期的な展望に立ち、他の交通サービスの利用を高め、ドアツードアにより近づけた交通サービスの向上を図ります。

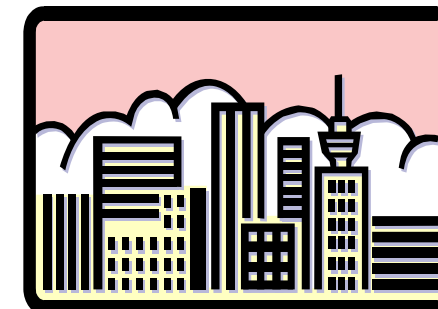
※ 交通需要マネジメント(TDM): Transportation Demand Managementの略。

自動車効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を図ることにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和していく取組のこと。

環境基本計画P66の市の施策◆「混雑解消の推進」の中の1施策及びP76の市の施策◆「交通マネジメントの推進(TDM)」を追加。

⑤アスベスト粉塵の影響対策

市施設のアスベスト対策



平成16年10月に労働安全衛生法の改正により、アスベストをその重量の1%を超えて含有する製品の製造等が禁止されました。このことにより市民の関心が一層高まっています。

多摩市では、吹付けアスベストの使用が危惧される、平成8年度以前に建設された273の施設について調査を行ない、4施設から1%を越えるアスベストが確認され閉鎖等の対応をしました。今後は、吹付けアスベストだけでなく、アスベストを含む成形板等も解体時には飛散の可能性があることから、改修工事や解体工事には使用実態の把握を行い、適正な処理を行ないます。

また、民間施設については、吹付けアスベストが使用されている一定規模以上の施設の解体は市及び都に申請があることから、これらの施設の適正な解体工事の確認とともに、市民の問合せについても適正な対応を行ないます。

- ・多摩市環境基本計画P86(5) その他の公害の防止→(5)アスベスト等その他の公害の防止に変更。
- ・ " P87 ■ その他の取組み→■アスベスト等その他の公害の防止に変更。
- ・ " P88の市の施策に◆「市施設のアスベスト対策」を追加。
- ・ " P88の市民・事業者は・に市民・事業者のアスベストに対する役割を追加。

⑥地球温暖化への対策

二酸化炭素排出量の平成22年度目標の変更



平成17年2月に京都議定書が発効されました。京都議定書は批准した先進国の温室効果ガス排出量の合計が、先進国全体の55%以上になることが必要でしたが、当初保留していたロシアが批准に踏み切ったことにより発効となりました。しかし、最大の排出国であるアメリカはまだ批准していません。なぜ先進国だけが京都議定書によって地球温暖化ガスの排出量を削減しなければならないのか。これは、産業革命以来、化石燃料を使用し文明の利器を最大限に利用し、便利さを享受してきた結果、地球温暖化の原因を作ってきた国が率先して対応すべきという考えからです。

見直し前の環境基本計画では、京都議定書の削減目標である1990年レベルから6%削減を基に算定していましたが、第1次改訂版では平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」より算出しました。

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標 (京都議定書目標達成計画)

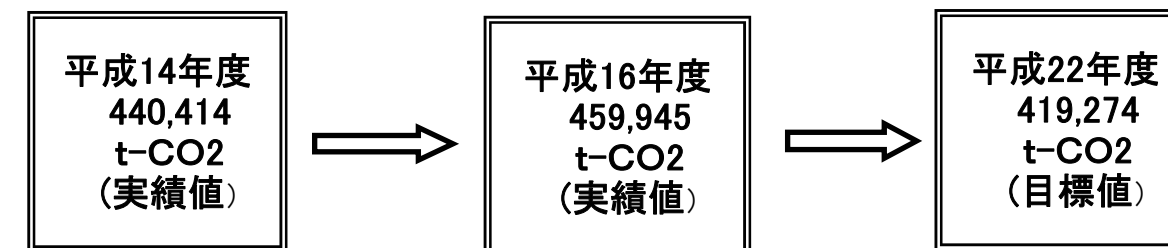
右表の見方

京都議定書では日本は温室効果ガスを1990年レベルから2008年から2012年の間に6%削減しなければなりません。その目標達成に向け、中間年である2010年に上記のように温室効果ガス削減に加え森林による吸収(森林吸収源)、京都メカニズムによる排出量取引により6%削減を達成する計画です。表の右欄にある「2010年度現状対策ケース」は、2002年(平成14年)現在では1990年より13.6%増加しています。2002年を基準とすれば、2010年までに12%削減が必要であり、そのための各要素の削減目標を示しています。

区分	目 標		2010年度現状対策ケース(目標に比べて+12%※)からの減量 ※2002年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の継続による削減を見込んだ2010年見込
	2010年度 排出量 (百万t-CO2)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
①エネルギー起源CO2	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO2	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%※	※(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

※削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

多摩市では電力・都市ガス消費量とプラスチックごみの焼却による二酸化炭素(CO2)排出量を指標としています。よって、左記の京都議定書目標達成計画より、温室効果ガスの①エネルギー起源CO2欄のとおり、平成22年度目標を平成14年度から4.8%削減としました。



多摩市環境基本計画P105「5. 地球環境の保全等」の管理指標を変更。

多摩市地球温暖化対策実行計画の推進



平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体に対して地球温暖化対策の実行計画の策定が義務づけられました。これにより平成15年3月に「多摩市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

これは、市が事業所の1つとして、行政事務・事業を通じて各種の資源やエネルギーを消費し、排出ガス、廃棄物等を排出することによって、環境に大きな負荷を与えているため、多摩市の全組織及び市役所に勤務する全職員が、地球温暖化防止に向けた省エネルギー・省資源等のための取組を率先して進めるためのものです。

本庁舎とエコプラザ多摩(資源化センター)を対象に電気・ガスその他施設・自動車燃料使用による二酸化炭素排出量を13年度を基準年として平成17年度にそれぞれ6%、2%削減を目標としています。また、職員の具体的取組項目として、「不要な場所の消灯を徹底する」、「ミスコピーや使用済み片面コピー紙の裏面を活用する」等の20項目の取組項目を毎月自己採点しています。

平成16年度からは全施設を対象にエネルギー使用量等の集計を開始しました。今後全施設を対象に市役所全体の省エネルギー・省資源等の取組を進めます。

多摩市環境基本計画P106「多摩市地球温暖化対策実行計画」の実践に記載。

多摩市環境審議会の審議概要

平成17年11月9日第1回の多摩市環境審議会（後期）多摩市環境基本計画【原案】を諮問し、平成18年2月1日第5回の審議会で答申をいただきました。この間、同【原案】に対するパブリックコメント（市民意見）の募集をおこない、この内容も含めご審議いただきました。審議内容は多岐に渡りましたが主なものは次のとおりです。

環境基本計画見直しの背景及び必要性



多摩市環境基本計画は平成13年度から平成22年度間での10年を計画期間としていますが、前期を平成17年度までとし、平成18年度からを後期と位置付けています。今回の見直しには、前期で多摩市の環境がどのようなになったのかの評価、及び時代の変化による今後の必要性の記述を記載すべきです。

市民1人当りの指標を掲載



エネルギー消費量やごみ排出量の削減は持続可能な社会の構築には欠かせない大きな命題であり、市民もこれらに対し自身の生活の中での問題として捉え、何ができ何をなさなければならないかについて大変関心があります。そのためには、行動の指針となるように市民一人ひとりが使用または排出している量の提示が必要です。

上記のご意見により、以下のように変更しました。

1. 環境基本計画P3に下記の文書を掲載。



環境共生都市—多摩市のあるべき未来像を示し行動の指針となるよう「多摩市環境基本計画」が平成13年に策定されました。その後、京都議定書の発効による地球温暖化対策の本格化、循環型社会への一層の進展、自然のみどりを含む都市アメニティの保全、適正管理や、アスベスト問題など緊急に対処すべき新たな課題の発現など、多摩市の環境をめぐる状況が新たな展開をみせています。多摩市環境基本計画では、社会情勢の変化などを踏まえた5年ごとの中間見直しを求めています。ここに、環境共生都市をめざし、市民、事業者、行政、市民団体等が環境保全にともに取り組んでいくための基本指針である多摩市環境基本計画の第1次改定を行います。

2. 環境基本計画P160資料編に「資料1 多摩市環境基本計画の前期の評価」を掲載。（本文参照）

上記のご意見により、次の3項目において家庭系の排出量や消費量に対する市民1人当りの指標を掲載しました。

1. ごみの排出量（本文P91参照）
2. 電力消費量、都市ガス消費量（本文P98参照）

行政間の連携を図る



市の環境関連事業については市民参加が進んでいますが、川については国や都の管理であるため、市民の意見が伝わりづらい状況にあります。治水や利水に加えて親水といった面をより重視した川の管理と利用が求められています。道路や公園も同様ですが、これらを改善するためには、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。行政間の連携をはかり市民の意見を十分に取り入れ、義務と責任を共有できることが重要です。

1. 本文P42参照

◆大栗川・乞田川の水辺環境の改善 〈個別施策〉

大栗川・乞田川の河床や護岸に多自然型・近自然型工法を取り入れるなど、地域の市民と協働し、水辺環境の改善方法の検討や関係機関への要請をおこなっていく。

2. 本文P67参照

◆混雑解消の推進 〈個別施策〉

交通流の改善のため、警察等関係機関と連携し既存計画の幹線道路の整備を進める。

※下線部を追加しました。

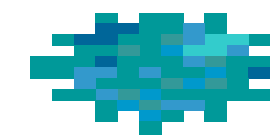
安価でアクセスの容易な環境情報の整備



市民や事業所や市が一体となって環境問題に取り組むためにも、環境の整備や開示などをめぐる仕組みの改善が求められています。環境問題の的確な把握のためには、環境に関するデータが利用しやすい状態で整備され、施策の遂行に活用される必要があります。現在でも一定の仕組みはありますが、情報化社会のメリットを最大限活かし、安価でアクセスの容易な環境情報を整備する仕組みづくりをお願いします。

上記のご意見は、本文P133の3. フォローアップ体制づくりが対象となります。具体的な文章変更はありませんが、ここでの施策の方向はご意見のとおりを目標として計画を作成しています。市の施策を着実に実施するとともに充実を図っていきます。

放置自転車対策の検討



地球温暖化の防止は人類の大きな課題です。今私たちができることはすべて大小に限らず、率先して取組まなければなりません。化石燃料をできるだけ使用しない方向での施策は何より進める必要があります。身近なところでいえば、自転車の利用促進は手軽に貢献できる方法であると思います。しかし、たとえば放置自転車の問題は駅周辺を中心に大きな迷惑となっています。二酸化炭素排出削減の観点からはレンタサイクルや駐輪場の確保等大いに利用を促しながら、放置自転車を減らすなどルールを遵守する施策の検討をお願いします。

上のご意見に対し、次のように変更しました。

本文P63参照

◆放置自転車対策の推進 〈個別施策〉

自転車放置禁止区域を見直すとともに、ルールに則した自転車利用を促進するため、レンタサイクルの利用などの検討や研究を行なう。

※下線部を追加しました。

環境基本計画の見直し（原案）の策定視点

